

入札説明書

兵庫県立のじぎく特別支援学校 機械警備業務委託に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 業務件名

兵庫県立のじぎく特別支援学校 機械警備業務委託

(2) 業務の内容等

仕様書のとおり

(3) 業務委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(4) 業務履行場所

兵庫県神戸市西区北山台2丁目566-134 兵庫県立のじぎく特別支援学校

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。（入札参加資格審査窓口）

兵庫県納局物品管理課 電話 (078) 341-7711 内線 75794

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)の資格を有することを証明する書類を添付して令和8年3月6日（金）午後4時までに4(1)の場所に提出すること。
- (2) 入札に参加する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

4 入札参加の申込み

(1) 提出場所

兵庫県立のじぎく特別支援学校（兵庫県神戸市西区北山台2丁目566-134）

担当 事務室：山本（やまもと）

電話 (078) 994-0196（内線 自動音声⑥） FAX (078) 994-0197

(2) 参加申込みの期間

令和8年2月27日（金）から令和8年3月6日（金）まで（持参の場合は兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休

日」という。)を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(持参の場合は正午から午後1時までを除く。)

(3) 提出書類

ア 「一般競争入札参加申込書」を作成のうえ上記(1)の提出場所に持参または郵送すること。

イ 前記2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを入札参加申込書に添付すること。

ただし、「物品関係入札参加資格審査結果通知書」が申込時まで送付されていない場合は、申請手続中であることを証明する書面(審査窓口の受付印が押印された申請書等)を令和8年3月6日(金)午後4時まで上記申込場所に提出すること。

(4) 入札参加資格の確認

ア 一般競争入札参加資格の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ 入札参加申込者の一般競争入札参加資格の有無については、提出のあった入札参加申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和8年3月10日(火)までに入札参加申込者に文書(一般競争入札参加資格確認通知書)により通知する。

そのため、返信用封筒(定形長3)を入札参加申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、110円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

ウ 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面(様式は任意)を提出し、契約担当者に対して説明を求めることができる。

(ア) 提出期間

令和8年3月10日(火)から同月12日(木)まで

(イ) 提出場所

上記(1)に同じ

(ウ) 回答

説明を求めた者に対し、令和8年3月17日(火)までに書面により回答する。

(5) その他

ア 入札参加申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された入札参加申込書及び関係書類は、一般競争入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された入札参加申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 入札参加申込書の提出期限日の翌日以降は、入札参加申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

5 仕様書等に関する質問

仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書(様式は任意。)を提出すること。

(1) 受付期間

持参の場合は、令和8年2月27日(金)から令和8年3月6日(金)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に提出すること。

(2) 受付場所

兵庫県立のじぎく特別支援学校(兵庫県神戸市西区北山台2丁目566-134)

担当 事務室: 山本(やまもと)

電話番号(078)994-0196(内線 自動音声⑥) FAX(078)994-0197

電子メール: Nojigiku_shien@pref.hyogo.lg.jp

(3) 提出方法

(ア) 質問書を持参、郵送 FAX 又は電子メール(「一般競争入札参加申込書」の担当者の連絡

先として届け出たメールアドレスからの発信に限る) により提出すること。

(イ) 電子メールによる発信にあたっては、パスワード付き圧縮ファイル (ZIP 形式) とし、パスワードは別のメールで通知すること。

(ウ) 電子データは、最新のウイルス対策ソフトでウイルスチェックをしたものであること。

(4) 質問への回答

回答書は、令和 8 年 3 月 10 日 (火) 午後 4 時までに入札参加者に FAX で通知するとともに、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和 8 年 3 月 10 日 (火) から同月 16 日 (月) まで (県の休日を除く。) の毎日午前 9 時から午後 4 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)

イ 閲覧場所

上記(2)に同じ

6 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時及び場所

日時 令和 8 年 3 月 18 日 (水) 午前 10 時から

場所 兵庫県立のじぎく特別支援学校事務室内(兵庫県神戸市西区北山台 2 丁目 566-134)

(2) 前記 4 (4) イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを入札書と併せて提出すること。

8 入札書の提出方法

(1) 郵便 (書留郵便に限る。) 又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便 (以下、「郵便等」という。) による入札の場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮にそれぞれ「入札事項名」、「初度入札」・「入札辞退書」(当初又は途中で辞退する場合) の区別を記入し、令和 8 年 3 月 17 日 (火) 午後 4 時までまでに下記の場所に必着すること。

〒651-2215 兵庫県神戸市西区北山台 2 丁目 566-134

兵庫県立のじぎく特別支援学校 担当：山本

ただし、入札資格審査時点で県の物品関係入札参加資格 (登録) 者名簿に登録されていない者は、開札の日時まで物品関係入札参加資格を有すると認められなければ入札書を受理できない。

(2) 入札書を持参する場合は、前項に示した期限までに、前項に示した提出先に持参すること。(県の休日を除く。)

(注) 初度入札の結果、落札者がいない場合は再度入札へ移行する。再度入札書については、別途提出を求める。再度入札が不調になった場合、速やかに随意契約に移行し、希望者と協議を行う。見積書は FAX や電子メール (「一般競争入札参加申込書」の担当者の連絡先として届け出たメールアドレスからの発信に限る) による提出も可とする。

9 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は所定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載にあたっては、次の点に留意すること。

ア 件名は、前記 1 (1) に示した件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の氏名があること。

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (5) 入札執行回数は、2 回を限度とする。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間 60 箇月を乗じた額）の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を令和 8 年 3 月 17 日（火）午後 4 時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立のじぎく特別支援学校を被保険者とする入札保証保険契約を締結する場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。保険期間は本件入札の参加申込後で、令和 8 年 3 月 17 日（火）以前の任意の日を開始日とし、令和 8 年 4 月 1 日（水）以降を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札希望金額の 100 分の 110）の 100 分の 5 未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

また、国（公社・公団を含む）及び地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及びその他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき（財務規則第 84 条第 1 項第 3 号に配当）は入札保証金を免除する。この場合、「過去の契約実績に関する申出書」を提出し、令和 8 年 3 月 12 日（木）午後 4 時までに承認を得ること。

(2) 契約保証金

契約保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間 60 箇月を乗じた額）の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立のじぎく特別支援学校を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

また、過去 2 年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき（財務規則第 100 条第 1 項第 3 号に該当）は、契約保証金を免除する。

この場合、「様式 8（第 8 の 16 関係）誓約書」を提出し、契約締結日までに承認を得なければならない。

11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

12 無効とする入札

- (1) 前記 2 の入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する

る条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

13 落札者の決定方法

- (1) 前記1の業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
なお、入札書を郵送した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

14 入札に関する条件

- (1) 入札は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。
- (2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が令和8年3月17日（火）午後4時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、令和8年3月17日（火）以前の任意の日を開始日とし、令和8年4月1日（水）以降を終期とする入札保証保険に加入すること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。
- (7) 「一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書」で届け出た者以外の代理人が入札する場合は、入札書と併せて委任状を提出すること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となったもの以外の者
- (10) この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16 契約書の作成

- (1) 契約書の内容については、落札者との協議に応じる。
- (2) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、令和8年4月1日（水）までに契約担当者に提出しなければならない。
- (3) 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (5) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (6) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求めることとする。また、契約書にはア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。

19 入札事務担当

〒651-2215 兵庫県神戸市西区北山台2丁目566-134

兵庫県立のじぎく特別支援学校 担当 事務室：山本（やまもと）

電話番号：(078) 994-0196 内線：自動音声⑥ FAX：(078) 994-0197

電子メールアドレス：Nojigiku_shien@pref.hyogo.lg.jp